明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（厚生労働一五九）　一
〔規　則〕
○個人情報の保護に関する法律施行規則（個人情報保護委三）　一四
〔告　示〕
○都市計画に関する件
（九州地方整備局一四八）　二〇
○道路に関する件（同一四九、一五〇）
○道路に関する件
（沖縄総合事務局四七）　二二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録・計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○厚生労働省令第百五十九号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十八年十月五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

目次

第一章　厚生労働省関係省令の整備等（第一条―第五条）　二三
第二章　経過措置（第六条・第七条）　二五
附則　二五

第一章　厚生労働省関係省令の整備等

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第一条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」の下に「・第二十二条の二」を加える。

第二条第一項中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改める。

第三条第一項第二号ロ中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同項第三号中「、第七十条第二項第二号」を削り、同項第六号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改める。

第四条第一項第一号ロ中「個人別管理資産額」の下に「（当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同号ハ中「、個人別管理資産」の下に「（当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第四条の二の次に次の二条を加える。

（企業型年金規約の閲覧）

第四条の三　企業型年金規約の内容が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第二十一条を除き、以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれるときは、当該記録の備置きをもって法第四条第四項の企業型年金規約の備置きに代えることができる。この場合において、事業主は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

（連合会への通知事項）

第四条の四　法第四条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた規約について同条第一項の承認を受けた事業主の名称及び住所

二　厚生労働大臣が法第三条第一項の承認をした年月日及びその承認を受けた規約に基づく企業型年金を実施する年月日

三　前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項